

ID: 55

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	受給資格の登録及び更新		
例規名 根拠条項	大河原町子ども医療費の助成に関する条例 第5条第1項及び第3項		
例規番号	平成16年条例第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例により助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者を除く。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 保護者が町内に住所を有する者で、他の市区町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの</p> <p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。</p> <p>3 受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に町長が認めるときは、更新申請書の提出を省略することができる。</p> <p>4 町長は、第1項又は第3項の規定により保護者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を保護者に通知するものとする。この場合において、町長は、第7条第1項の規定による受給者証の交付をもって、登録又は更新の決定に係る通知に替えることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日